

三木町学校給食センター整備等事業

事業者選定基準

令和4年2月

三木町

## 目 次

第1.	本書の位置づけ .....	1
第2.	事業者選定の概要 .....	1
	1. 事業者の選定方式 .....	1
	2. 事業者の選定方法 .....	1
	3. 事業者の選定の体制 .....	1
第3.	審査等の流れ .....	2
第4.	資格審査 .....	3
第5.	提案審査 .....	3
	1. 基礎項目審査 .....	3
	2. 技術提案に係る評価（加点項目審査） .....	3
	3. 価格評価点の算定 .....	4
	4. 最優秀提案の選定 .....	4
第6.	優先交渉権者の決定等 .....	4
	1. 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定 .....	4
	2. 選定結果及び審査講評の公表 .....	4

### 添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 加点項目審査の評価基準

## 第1. 本書の位置づけ

三木町学校給食センター整備等事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき特定事業として選定した三木町学校給食センター整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、応募者に配付する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

## 第2. 事業者選定の概要

### 1. 事業者の選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等と事業実施における経済性とを総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定は、提案価格と併せて、三木町（以下「本町」という。）の要求するサービス水準との適合性、維持管理業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

### 2. 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、応募者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、応募者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

なお、資格審査の結果は、提案審査における評価には反映させないこととする。

### 3. 事業者の選定の体制

提案審査では、本町が設置した三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が応募者から提出された応募書類（技術提案書）の技術提案に係る評価を行い、最優秀提案を選定する。

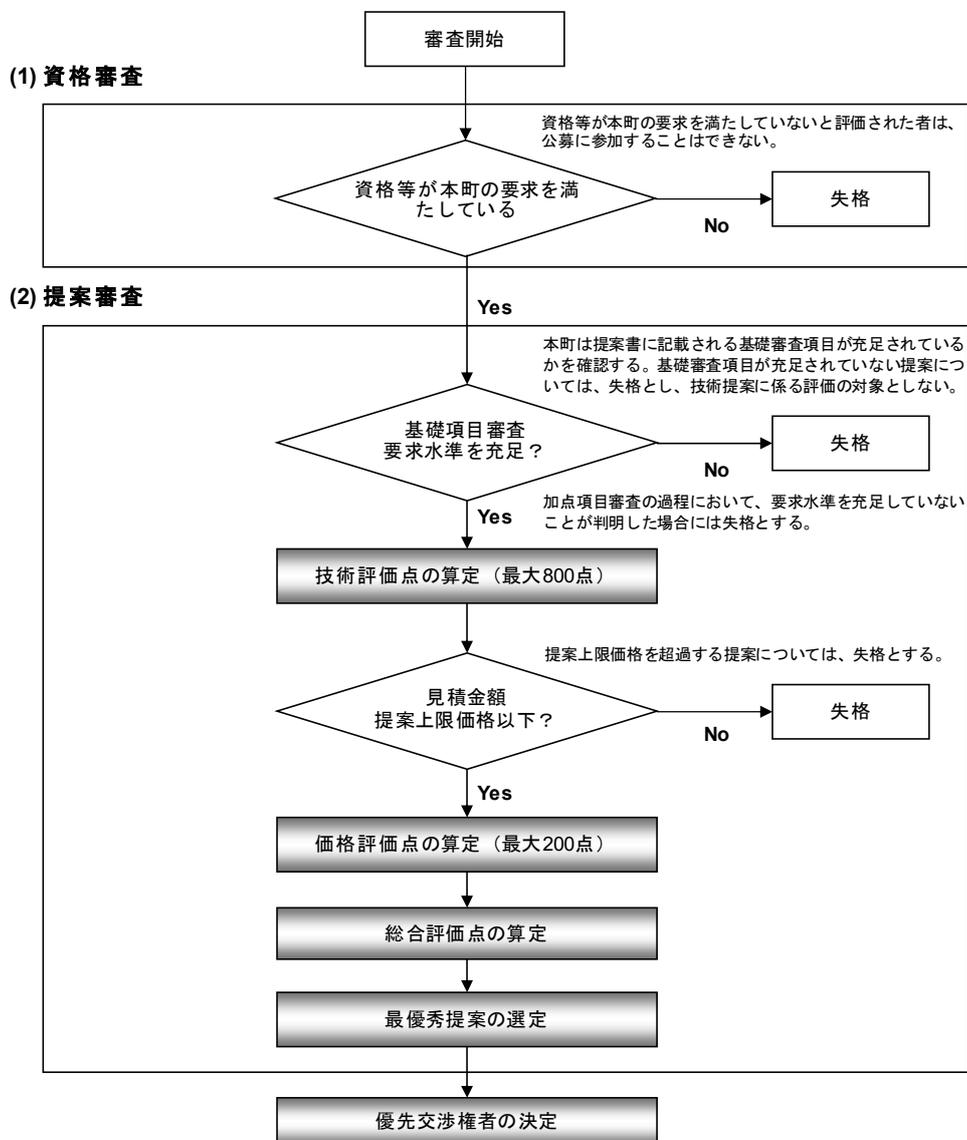
本町は、事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

事業者選定委員会の委員は、以下のとおりである。

	氏 名	所 属
委員長	福家 清	三木町学校給食施設検討委員会委員長
委 員	山本 高広	香川大学 創造工学部 助教
委 員	森 正彦	三木町教育委員会 教育長
委 員	小笠原 学	三木町立氷上小学校 校長
委 員	西森 千鶴	三木町立三木中学校 栄養教諭
委 員	多田 昭二	三木町契約監理課 課長

### 第3. 審査等の流れ

審査等の流れは、次のとおりとする。



※優先交渉権者の決定後は、町と優先交渉権者で提案内容に関する協議を行い、その結果に基づき、町は予定価格を算定し、優先交渉権者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合、仮契約の締結となる。

## 第4. 資格審査

応募者及び協力企業が、募集要項に示す参加資格要件を満たしているかどうかを審査し、参加資格要件の不備があれば失格（参加資格がない）とする。

## 第5. 提案審査

### 1. 基礎項目審査

本町は、応募者の提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を満たしているか、審査を行う。提出された応募書類がすべて募集要項の指定どおりに揃っているかを本町において確認し、基礎審査項目を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

### 2. 技術提案に係る評価（加点項目審査）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、事業者選定委員会において技術提案に係る評価を行う。技術提案に係る評価は、応募者の提案内容について、以下に示す審査項目について評価基準に応じて得点を付与する。技術評価点は最大800点とし、その内訳は「別紙2 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、技術評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入するものとする。また、その過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合には失格とする。

審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	40	配点の割合：最大800点中5%
② 設計業務に関する事項	320	〃 40%
③ 建設・工事監理業務等に関する事項	200	〃 25%
④ 維持管理業務に関する事項	200	〃 25%
⑤ 応募者独自の提案に関する事項	40	〃 5%
合計	800	

#### 【評価基準】

	評価水準	比率（点数＝配点×比率）
A	特に優れている	100%
B	より優れている（AとCの中間程度）	75%
C	優れている	50%
D	やや優れている（CとEの中間程度）	25%
E	優れている点はない	0%

### 3. 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大200点）については、見積書に記載された提案価格で行うものとし、提案価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を200点とする。なお、提案上限価格は、2,840,000千円（消費税等相当額を除く。）とし、提案上限価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 200 \times \left( \frac{\text{最低の提案価格}}{\text{提案価格}} \right)$$

### 4. 最優秀提案の選定

技術評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点（技術提案に係る評価：最大800点）} + \text{価格評価点（最大200点）}$$

## 第6. 優先交渉権者の決定等

### 1. 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本町は、提案審査に基づいて事業者選定委員会により選定された最優秀提案を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点と同点の時）は、技術評価点が高い者を優先交渉権者とする。

なお、本町が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

応募者が1者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。本町はこの結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### 2. 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者の代表企業に通知するほか、審査講評を本町ホームページで公表する。

別紙1 基礎項目審査の評価基準

基礎審査項目	評価基準	主な対応様式番号
I. 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること</li> <li>・ 特別目的会社の出資内容が明記され、出資条件が満たされていること</li> <li>・ サービス購入費の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること</li> <li>・ 事業者が義務づけている保険が付保され、必要な費用が収支計画に算入されていること</li> <li>・ 必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること</li> <li>・ 資金調達の方法、金額、条件等が明示されていること</li> <li>・ 収支計画全体の計算に誤り等がないこと</li> <li>・ 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと</li> <li>・ 年度ごとの資金不足がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書（事業計画全般に関する事項、事業スケジュール）</li> <li>・ 提案書（事業収支等提案書類）</li> <li>・ 提案書（事業収支等提案書類、提案価格等提案書類）</li> <li>・ 提案書（事業計画全般に関する事項、事業収支等提案書類、提案価格等提案書類）</li> <li>・ 提案書（事業収支等提案書類）</li> <li>・ 提案書（事業収支等提案書類）</li> <li>・ 提案書（事業収支等提案書類）</li> <li>・ 提案書（提案価格等提案書類）</li> <li>・ 提案書（事業収支等提案書類）</li> </ul>
II. 設計及び建設・工事監理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求水準を満たしていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書（設計業務に関する事項、建設・工事監理業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表）、基礎審査項目チェックシート</li> </ul>
III. 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求水準を満たしていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書（維持管理業務に関する事項、事業スケジュール表）、基礎審査項目チェックシート</li> </ul>

別紙2 加点項目審査の評価基準

審査項目		配点	
I 事業計画全般に関する事項	(1) 本事業への基本的な考え方	10	提案審査に関する書類、提案書(事業計画全般に関する事項、事業スケジュール表、事業収支等提案書類、提案価格等提案書類)
	(2) 資金・収支計画	10	
	(3) リスク管理	10	
	(4) ライフサイクルコストの縮減	10	
小 計		40	
II 設計業務に関する事項	(1) 意匠計画の考え方	180	提案書(設計業務に関する事項、計画図面等提案書類(新給食センター)、計画図面等提案書類(平井小学校、田中小学校、氷上小学校、白山小学校))
	① 全体配置・ゾーニング・諸室配置・動線計画	(40)	
	② 仕上計画・ユニバーサルデザイン	(20)	
	③ 新学校給食センター(調理・見学エリア等)・外構等	(60)	
	④ 配送校の配膳室等	(60)	
	(2) 周辺環境・地球環境への配慮	40	
	① 周辺環境(景観、騒音・振動、臭気対策等)への配慮	(20)	
	② 環境保全・地球環境への配慮	(20)	
	(3) 構造計画の考え方	40	
	① 耐震安全性の確保	(20)	
	② 被害軽減対策	(20)	
	(4) 設備計画の考え方	40	
	① 更新性・メンテナンス性の配慮	(20)	
② 省エネ・省資源、ランニングコスト低減、利便性向上に向けた工夫	(20)		
(5) 防災安全計画の考え方	20		
① 安全性の確保	(10)		
② 保安警備の充実	(10)		
小 計		320	
III 建設・工事監理業務等に関する事項	(1) 建設業務全般に係る事項	60	提案書(建設・工事監理業務等に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表)
	(2) 厨房機器等の調達及び設置業務に係る事項	40	
	(3) 什器・備品等の設置業務に係る事項	10	
	(4) 食器・食缶等の調達業務に係る事項	20	
	(5) 配送校の配膳室等の改修業務に係る事項	40	
	(6) 工事監理業務全般に係る事項	30	
小計		200	
IV 維持管理業務に関する事項	(1) 維持管理業務全般に係る事項	20	提案書(維持管理業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表)
	(2) 建築物保守管理業務に係る事項	40	
	(3) 建築設備・厨房機器等保守管理業務に係る事項	50	
	(4) 外構等維持管理業務に係る事項	20	
	(5) 環境衛生・清掃業務に係る事項	20	
	(6) 警備保安業務に係る事項	10	
	(7) 修繕業務に係る事項	40	
小 計		200	
V 応募者独自の提案に関する事項	(1) 本事業の趣旨に沿った内容で、設計、建設・工事監理、維持管理業務以外の応募者独自のノウハウやアイデア	10	提案書(応募者独自の提案に関する事項、計画図面等提案書類)
	(2) 地域経済・地域社会への貢献	30	
	① 地元雇用、地元企業の参画等の地域経済への貢献	(15)	
	② 地域との交流・連携や地域振興などの地域社会への貢献	(15)	
小 計		40	
合 計		800	